

# 京都府環境影響評価専門委員会次第

平成26年2月17日（月）  
午後2時～午後4時  
御所西 京都平安ホテル  
2階 雅の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針の変更について

4 閉 会

## 事務局配付資料一覧

資料1	京都府環境影響評価専門委員会委員名簿
資料2	京都府環境影響評価専門委員会規則
資料3 - 1	京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて
資料3 - 2	傍聴要領
資料4	環境影響評価等についての技術的事項に関する指針の変更について（諮問）
資料5	技術指針変更スケジュール（案）
資料6	技術指針の変更に係る検討事項について
資料7	環境影響評価手続と各段階での手法等の概要について
資料8	調査及び予測の手法について
参考資料	法令集

## 資料1

## 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成25年2月26日～平成27年2月25日)

氏名	職名	分野	
寺島 泰	京都大学名誉教授	公害 廃棄物 地球環境	地盤沈下、水質、土壤汚染
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		廃棄物、悪臭
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授		地球環境、気象
岩嶋 樹也	京都大学名誉教授		気象、大気質
青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授		騒音・振動
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授	地形・地質	地形・地質
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	景観
宮前 保子	財団法人国際花と緑の博覧会記念協会専務理事	環境創造	環境創造（ビotope等）
吉安 裕	京都府立大学大学院生命環境科学研究科元教授	動物	昆虫
須川 恒	龍谷大学非常勤講師		鳥類
磯辺 ゆう	奈良文化女子短期大学教授		水生生物
田中 和博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	植物	森林生態
深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授		生物多様性
佐古 和枝	関西外国語大学国際言語学部教授	文化財	歴史的・文化的環境・景観
岡村 周一	京都大学名誉教授	制度・手続	アセス制度全般

(平成26年1月1日現在)

## 京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号

改正 平成17年4月1日規則第25号

改正 平成20年4月1日規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、文化環境部において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成17年規則第25号）（抄）

## （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成20年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。



## 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。  
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。  
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

## 傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定  
京都府環境影響評価専門委員会

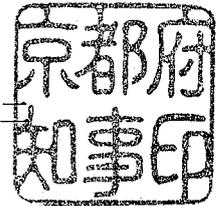
- 1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について
  - (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
  - (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。
- 2 傍聴する場合の手続
  - (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
  - (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
  - (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。
- 3 傍聴にあたって守るべき事項  
傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
  - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
  - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
  - (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
  - (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 4 会議の秩序の維持
  - (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
御不明な点は、係員にお聞きください。
  - (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
  - (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

6 環管第 35 号

平成26年 1月30日

京都府環境影響評価専門委員会  
委員長 寺島 泰 様

京都府知事 山田 啓二



環境影響評価等についての技術的事項に関する指針の変更に  
ついて（諮問）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）  
第7条第4項の規定により、環境影響評価等についての技術的事項に関する指  
針（平成11年京都府告示第276号。以下「技術指針」という。）の変更につい  
て、貴専門委員会の意見を求めます。

記

（諮問理由）

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年京都府条例第44号）  
により、条例第7条第2項の技術指針に定める事項として、新たに事業に係る  
計画の立案の段階における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮す  
べき事項の選定及び当該事項に係る調査等の手法等が追加されたこと及び最新  
の科学的知見に基づき必要な変更を行うために、同条第3項の規定により技術  
指針を変更するため、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。

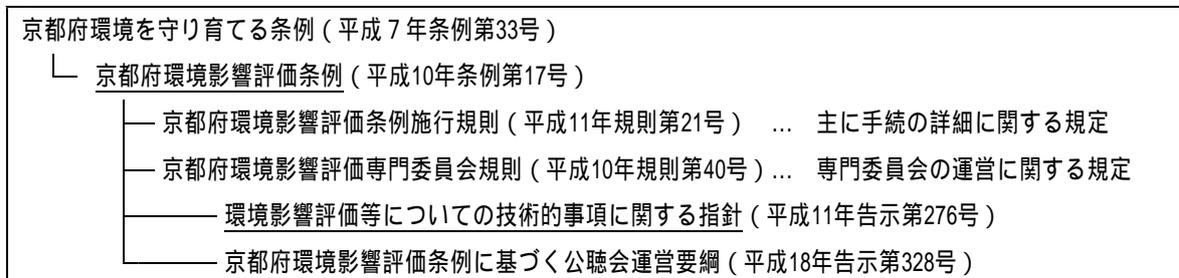
## 技術指針変更スケジュール（案）

年 月	委員会	審議内容・府の対応 等
平成25年12月27日		京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 公布
平成26年 1月30日		専門委員会に諮問
2月17日	第 1 回 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術指針変更の目的、内容及び改正方針案の説明</li> <li>・ 現行技術指針の課題の洗い出し</li> </ul>
		(メール等による御意見等の送付)
3月17日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案（改正事項案）及び改正技術指針（素案）の説明</li> <li>・ 答申案の検討（及び答申）</li> </ul>
4月	(第 3 回) (追加検討を要する場合)	( ・ 答申案の検討及び答申)
5月		技術指針の変更 告示 (= 施行前の配慮書手続着手が可能)
7月1日		改正条例施行

## 技術指針の変更に係る検討事項について

### 1 京都府環境影響評価条例の改正について

#### (1) 条例体系図



#### (2) 法改正に伴う配慮書手続の導入について

環境影響評価法の改正（平成23年4月）を踏まえ、2回に分けて改正。

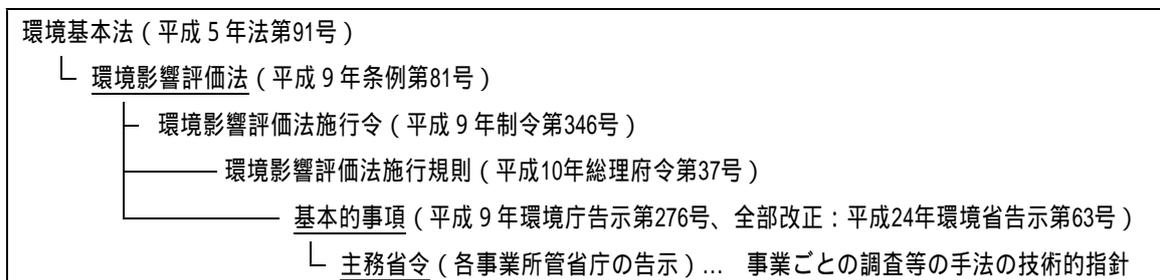
- ・ 平成23年12月改正：アセス図書の公表、方法書説明会等の住民理解等の推進を目的とした手続の改正及び条例で規定する法手続の整理
- ・ 平成25年12月改正：新たに「配慮書手続」を導入  
（＝事業計画の立案の段階における環境アセスメント）  
配慮書手続に係る技術的事項を規定する必要

#### 京都府環境影響評価条例第7条 新旧対照表

旧	新
(技術指針の策定等) 第7条 知事は、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。 2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に関する指針を定めるものとする。	(技術指針の策定等) 第7条 知事は、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。 2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に関する指針を定めるものとする。 <u>(1) 事業に係る計画の立案の段階における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項の選定及び当該事項に係る調査等の手法</u> <u>(2) 環境影響評価の項目及び当該項目に係る調査等の手法</u>
<u>(1) 環境影響評価の項目及び</u> 調査等の手法 <u>(2) 環境の保全及び創造のための措置</u> <u>(3) 事後調査の項目及び手法</u> <u>(4) 第9条</u> の方法書、第16条第1項の準備書及び第24条の評価書の作成方法 <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u>	<u>(3) 環境の保全及び創造のための措置</u> <u>(4) 事後調査の項目及び手法</u> <u>(5) 第7条の3の配慮書、第9条の方法書、第16条第1項の準備書及び第24条の評価書の作成方法</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u>
3 知事は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な判断を加え、必要な変更を行うものとする。	3 知事は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な判断を加え、必要な変更を行うものとする。
4 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、京都府環境影響評価専門委員会(次章及び第4章において「専門委員会」という。)の意見を聴かななければならない。	4 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、京都府環境影響評価専門委員会(次章及び第4章において「専門委員会」という。)の意見を聴かななければならない。
5 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。	5 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。

### 3 環境影響評価法に係る基本的事項及び主務省令の改正について

#### (1) 法体系図



#### (2) 基本的事項の改正

- ・ 平成17年3月：施行後5年間の実績を踏まえた内容の点検を踏まえた改正
- ・ 平成24年4月：17年の改正から5年間を経過したこと及び法改正により配慮書手続が導入されたことを踏まえ、全部改正

主務省令についても、基本的事項の改正を踏まえ改正

### 4 改正の目的

条例改正で導入した配慮書手続に係る技術的指針を新たに規定すること  
法に基づく基本的事項の改正の内容を踏まえ、必要な見直しを行うこと  
これまでのアセス事例を踏まえ、より実効性のある環境影響評価手続とする  
ために、必要な見直しを行うこと

## 環境影響評価手続と各段階での手法等の概要について

		手続の流れ（詳細）	法手続における手法等の概要
計画段階	配慮書手続	位置等に関する複数案の設定	・ 事業の位置、規模若しくは工作物の構造又は配置に関する複数案を設定
		事業特性・地域特性の把握	・ 既存文献等による概況調査
		計画段階配慮事項の選定	・ 事業特性による環境影響を環境要素ごとに検討し、配慮事項（項目）を選定
		調査・予測・評価手法の選定	（調査の手法） ・ 既存文献等の収集、整理及び解析 ・ 必要な場合、専門家からの知見の聴取 ・ なお情報が得られない場合、現地調査又は踏査 （予測の手法） ・ 可能な限り定量的な方法 （評価の手法） ・ 複数案は、環境要素ごとに比較評価 ・ 単一案は、実行可能な範囲で影響を回避・低減されているかについて評価 ・ 環境基準等が設定されている場合には、当該環境基準等との整合に係る検討
		調査	上記の項目及び手法により調査・予測・評価を実施
		予測	
		評価	
		配慮書の作成	・ 評価結果のとりまとめ（大臣等意見聴取）
事業実施区域等の決定	・ 大臣等の意見を考慮し、位置等を決定		
事業実施段階（前）	方法書	事業特性・地域特性の把握	・ 既存文献等による調査、専門家へのヒアリング
		環境影響評価項目の選定	・ 事業特性による環境影響を環境要素ごとに検討し、評価を行う項目を選定
		調査・予測・評価手法の選定	（調査の手法） ・ 既存文献等の収集、整理及び解析 ・ 専門家からの知見の聴取 ・ 現地調査又は踏査（適切な調査地点の設定） （予測の手法） ・ 可能な限り定量的な方法 ・ 適切な予測地点の設定 （評価の手法） ・ 実行可能な範囲で影響を回避・低減されているかについて評価 ・ 環境基準等が設定されている場合には、当該環境基準等との整合に係る検討
	準備書・評価書	方法書の作成	・ 項目、手法等のとりまとめ（知事等意見聴取）
		調査	知事意見等を踏まえ、項目・手法を決定し、当該項目・手法により調査・予測・評価を実施 評価に当たり、環境保全措置を、回避・低減 代償措置の順に検討し、不確実性がある事項については事後調査の項目及び手法を検討
		予測	
		評価	
		環境保全措置等の検討	事後調査の項目及び手法を検討
		事後調査の項目及び手法の選定	
		準備書の作成	・ 上記結果のとりまとめ（知事等意見聴取）
		評価書の作成	・ 知事意見を踏まえ準備書を修正（大臣意見聴取）
（法）補正評価書の作成	・ 大臣意見を踏まえ評価書を補正		
着手後	事後調査	（法）報告書の作成 （工事中の環境影響）	・ 評価書で確定した内容により、工事中の環境保全対策、事後調査を実施し、その結果を取りまとめ
		事後調査報告書の作成 （供用後の環境影響）	・ 評価書で確定した内容により、供用後の事後調査結果等を実施、結果を取りまとめ（条例による上乘せ）

## 1 配慮書手続に係る法の指針（基本的事項及び主務省令）

### (1) 位置等に係る複数案の設定

#### ア 複数案の内容

##### （基本的事項）

- ・ 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

##### （主務省令）

- 廃棄物（環境省）：位置、規模又は建造物等の構造・配置とし、位置又は規模を優先  
鉄道（国土交通省）：位置又は規模に係る複数案（建造物等の構造・設備はなし）  
発電所（経済産業省）：発電設備等の構造・配置、事業の位置又は規模（構造等の前置）

#### イ 事業を実施しない案（ゼロ・オプション）

##### （主務省令）

- （他の事業を実施すること等により事業目的が達成される場合等）実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的（現実的）である場合は、当該案を含めるよう努める。  
廃棄物等一部事業では、設定しない場合には理由を明らかにする。

全く何もしない案（現状又は現状が推移した将来）との比較は、求められていない。

### (2) 事業特性・地域特性の把握

#### （主務省令）

検討を行うに必要と認める範囲内で、事業の内容（事業特性）並びに事業実施想定区域及びその周辺の自然的社会的状況を把握。

#### ア 事業特性

- ・ 事業実施想定区域の位置
- ・ 事業の規模
- ・ 工事計画の概要（国土交通省事業以外）
- ・ その他事業に関する事項（事業により異なる）

#### イ 地域特性...以下の項目は、従前の環境影響評価と同じ

##### (ア) 自然的状況

- ・ 大気環境（騒音・振動を含む。）
- ・ 水環境（水底の底質を含む。）
- ・ 土壌及び地盤
- ・ 地形及び地質
- ・ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系
- ・ 景観及び人の自然との触れ合いの活動の状況

(1) 社会的状況

- ・ 人口及び産業
- ・ 土地利用
- ・ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用
- ・ 交通
- ・ 学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置及び住宅の配置
- ・ 下水道の整備
- ・ 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容等
- ・ その他事業に関し必要な事項

ウ 現況の把握の手法

(主務省令)

- ・ 最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
- ・ 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

発電所（上記に加え）

必要に応じ、地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。

現況の把握は、基本的に既存資料調査により行う。

（注）後述の「環境配慮事項の検討」として実施する調査とは別

(3) 計画段階配慮事項の選定

(主務省令)

- ・ 事業特性及び地域特性に係る情報を踏まえること。
- ・ 工事の実施及び工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物で行われることが予定されている事業活動その他人の活動であって事業の目的に含まれるものの影響要因を物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ適切に区分し、当該区分された環境要因ごとに検討すること。

国土交通省事業は、工事の実施に係る評価は求められていない。

- ・ 検討は、次に掲げる環境要素について、項目ごとに行うこと。
  - 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査等されるべき項目
  - 大気環境（大気質、騒音（20Hz～100Hz及び超低周波音を含む。））、振動、悪臭その他）
  - 水環境（水質、水底の底質、地下水の水質及び水位その他）
  - 土壌に係る環境その他の環境（地形及び地質、地盤、土壌その他）
  - 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査等されるべき項目
  - 動物、植物、生態系
  - 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査等されるべき項目
  - 景観、人と自然との触れ合いの活動の場
  - 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目
  - 廃棄物等、温室効果ガス等
- ・ 必要に応じ専門家の助言を受けて検討すること。この場合、専門家の専門分野を明らかとし、所属機関等の種別についても明らかとするよう努めること。
- ・ 選定した結果は、一覧できるよう整理し、選定した理由を明らかにすること。

#### (4) 計画段階配慮事項についての検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定

##### ア 調査の手法

###### (主務省令)

- ・ 調査は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲(以下「調査地域」という。)の気象、水象等の自然条件(以下単に「自然条件」という。)及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件(以下単に「社会条件」という。)に関する情報を、原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。

##### イ 予測の手法

###### (主務省令)

- ・ 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を(理論に基づく計算、模型による実験、)事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法。  
( )内は廃棄物等一部事業のみ
- ・ 定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法。
- ・ 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにする。
- ・ 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

##### ウ 評価の手法

###### (主務省令)

- ・ 複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- ・ 単一案の場合は、第一種最終処分場事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種最終処分場事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- ・ 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

2 環境影響評価及び事後調査に係る技術的指針（主な法の基本的事項の改正点）

（平成17年改正）

内 容	条例対応状況
【環境影響評価項目等選定指針関係】	
「触れ合い活動の場」について、施設や場の「状態」のみならず「利用の状況」も把握されること。	未対応
「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等の把握を通じた調査、予測及び評価が行われること。	未対応
事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握されること。	未対応
地域特性に関する情報の把握に当たって、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握されること。	未対応
選定することとした項目及び手法について、選定の理由が明らかにされること。	対応済
項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野が明らかにされること。	未対応
主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とすること。	未対応
参考項目の設定に当たって踏まえた、「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」が明らかにされること。	ただし、条例では、事業ごとの参考項目、参考手法は規定していない
項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえ、行われること。	未対応
対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響が影響要因として整理されること。	未対応
調査方法の選定に際して地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。	未対応
年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されること。	未対応
予測の対象となる時期について、供用後に関し、定常状態に加えて、設定が可能な場合には影響が最大になる時期が設定されること。	未対応
対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測が行われること。	未対応
予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるよう整理されること。	対応済
環境の状態の予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにして行うこと。	対応済
予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度が把握されること。	未対応
評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにされること。	未対応
評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方が明らかにされること。	未対応

工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討されること。	未対応
参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違が把握されること。	参考項目、参考手法に係る規定なし
<b>【環境保全措置指針に関する基本的事項】</b>	
代償措置を講じようとする場合には、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにすること。	未対応
環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容が明らかにされること。	未対応
工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性が検討されること。	未対応
代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性が検討されること。	未対応

(平成24年改正)

内 容	条例対応状況
<b>【環境影響評価項目等選定指針関係】</b>	
地域特性・事業特性の整理の合理化	未対応
参考手法の適正化(最新知見の反映、複数の手法の提示)	未対応
助言を受けた専門家の所属等の開示	未対応
「低周波音」の追加	未対応
計画段階配慮事項の検討の結果等の活用(ティアリング)	未対応
事後調査、環境保全措置の検討における専門家への意見聴取	未対応
<b>【環境保全措置指針に関する基本的事項】</b>	
報告書(事後調査報告書)の作成	対応済

### 3 これまでの条例対象事業の事例を踏まえた検討事項

早期段階からの専門家への意見聴取について

配慮書作成段階から専門家への意見聴取が行われるべき(特に動植物、生態系等)

評価における「環境基準等への適合性」の取扱いについて

現指針においては、「実行可能な範囲内でできる限り影響を回避、低減されているか」に係る評価と優先関係は無いが、ベスト追求型を優先すべき。

「環境の創造のための措置」について

現指針においては、環境の保全のための措置についてのみ規定。